

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2023年12月19日時点	
～2023年12月18日	2023年12月19日～

<p>Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(ネットワーク)</p> <p style="text-align: center;">第1章～第4章 (略)</p> <p>別紙1～別紙5 (略)</p>	<p>Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(ネットワーク)</p> <p style="text-align: center;">第1章～第4章 (略)</p> <p>別紙1～別紙5 (略)</p> <p>別紙6 統合ネットワーク/関連サービス提供条件等</p> <p>1 メニュー一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">メニュー</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1) docomo business RINK</td> <td>インターネット接続機能及び閉域網接続機能等を提供するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 各メニュー等の提供条件等</p> <p>(1) docomo business RINK</p> <p style="margin-left: 20px;">A 提供条件等</p> <p style="margin-left: 40px;">(A) 用語の定義</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 サービス取扱所</td> <td>docomo business RINKに関する業務を行う当社又は当社業務受託者の事業所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 docomo business RINKに係る契約</td> <td>SDPFサービスに係る契約の全部又は一部であって、当社からdocomo business RINKの提供を受けるためのもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 docomo business RINK利用権</td> <td>契約者がdocomo business RINKに係る契約に基づいてdocomo business RINKの提供を受ける権利</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 アクセス回線</td> <td>当社又は当社以外の事業者が設置又は設定する物理的又は論理的な電気通信回線であって、docomo business RINKに係るネットワークに接続するために利用されるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 回線収容部</td> <td>アクセス回線を収容するために当社が設置する電気通信設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 サービス分界点</td> <td>(1) docomo business RINKと、当社又は当社以外の事業者が提供するサービス（docomo business RINK以外のものとする。）との接続点</td> </tr> </tbody> </table>	メニュー	内 容	(1) docomo business RINK	インターネット接続機能及び閉域網接続機能等を提供するもの	用語	用語の意味	1 サービス取扱所	docomo business RINKに関する業務を行う当社又は当社業務受託者の事業所	2 docomo business RINKに係る契約	SDPFサービスに係る契約の全部又は一部であって、当社からdocomo business RINKの提供を受けるためのもの	3 docomo business RINK利用権	契約者がdocomo business RINKに係る契約に基づいてdocomo business RINKの提供を受ける権利	4 アクセス回線	当社又は当社以外の事業者が設置又は設定する物理的又は論理的な電気通信回線であって、docomo business RINKに係るネットワークに接続するために利用されるもの	5 回線収容部	アクセス回線を収容するために当社が設置する電気通信設備	6 サービス分界点	(1) docomo business RINKと、当社又は当社以外の事業者が提供するサービス（docomo business RINK以外のものとする。）との接続点
メニュー	内 容																		
(1) docomo business RINK	インターネット接続機能及び閉域網接続機能等を提供するもの																		
用語	用語の意味																		
1 サービス取扱所	docomo business RINKに関する業務を行う当社又は当社業務受託者の事業所																		
2 docomo business RINKに係る契約	SDPFサービスに係る契約の全部又は一部であって、当社からdocomo business RINKの提供を受けるためのもの																		
3 docomo business RINK利用権	契約者がdocomo business RINKに係る契約に基づいてdocomo business RINKの提供を受ける権利																		
4 アクセス回線	当社又は当社以外の事業者が設置又は設定する物理的又は論理的な電気通信回線であって、docomo business RINKに係るネットワークに接続するために利用されるもの																		
5 回線収容部	アクセス回線を収容するために当社が設置する電気通信設備																		
6 サービス分界点	(1) docomo business RINKと、当社又は当社以外の事業者が提供するサービス（docomo business RINK以外のものとする。）との接続点																		

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2023年12月19日時点	
～2023年12月18日	2023年12月19日～

	(2) インターネット接続点 (docomo business RINKとインターネットとの接続点をいいます。以下、同じとします。)
7 提携事業者	(1) 共通編第5条 (用語の定義) に定める提携事業者 (2) アクセス回線を設置又は設定する事業者
8 アクセス一括提供型	当社がdocomo business RINKに係る契約に基づいて提供するアクセス回線からdocomo business RINKを利用する利用形態
9 アクセス別契約型	当社又は提携事業者が契約 (docomo business RINKに係る契約以外のものとします。)に基づいて提供するアクセス回線からサービス分界点を介してdocomo business RINKを利用する利用形態
10 回線終端装置	アクセス回線の終端の場所に当社又はアクセス回線を設置する事業者が提供する装置 (端末設備を除きます。)
11 当社ルーター等	docomo business RINKの提供に必要なものとして当社が提供する端末設備 (回線終端装置が設置される場合は回線終端装置の利用者側ポートに接続されるものとします。)
12 技術基準等	(1) 端末設備等規則 (昭和60年郵政省令第31号) (2) 端末設備等の接続の技術的条件 (以下、「技術的条件」といいます。)
13 ベストエフォート	契約者が指定する帯域 (契約者が帯域を指定しない場合又は帯域の選択肢がない場合は、当社が指定する帯域とします。)を符号伝送速度の最大値として設定するが、当該帯域を保証又は確保するものではなく、契約者が期待する帯域を下回る可能性があるもの
14 VPNグループ	相互に閉域網接続通信を行うことのできるアクセス回線等から構成されるグループ
15 メイン利用	主として利用するアクセス回線 (バックアップ利用を併用しない場合のアクセス回線を含みます。)
16 バックアップ利用	主として利用するアクセス回線による通信が利用不能となった場合の代替通信回線とすることを目的として申し込まれるアクセス回線であって、契約者が当社ルーター等に対して当社が指定する設定を行ったもの (なお、当該目的で申し込ま

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2023年12月19日時点

～2023年12月18日

2023年12月19日～

	れたアクセス回線であっても、当該設定の完了まではメイン利用として取り扱います。)
17 マルウェア	コンピュータウイルス、ワーム又はスパイウェア等の「悪意のあるソフトウェア」の総称
18 C&Cサーバー	コマンド&コントロールサーバーの略であり、外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃において、コンピュータ群に指令を送って制御するサーバーコンピュータのこと
19 光コラボレーション事業者	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社と光コラボレーションモデルに関する契約（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定めるIP通信網サービス契約約款に規定する光コラボレーションモデルに関する契約をいいます。以下同じとします。）を締結している事業者
20 光コラボレーションモデルサービス	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定めるIP通信網サービス契約約款に基づき提供されるIP通信網サービスであって、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき光コラボレーション事業者が提供を受けるもの
21 アクセス回線の事業者変更	<p>docomo business RINKに係る契約の全部又は一部の解除を行うにあたり、その契約者が現に利用しているdocomo business RINK（当社が光コラボレーションモデルサービスを用いて提供するアクセス回線の部分に限ります。）を次に掲げるサービスに移行すること（以下この場合を「アクセス回線の事業者変更（出）」といいます。）</p> <p>(1) 当社以外の光コラボレーション事業者が光コラボレーションモデルサービスを用いて提供するサービス</p> <p>(2) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社がそれぞれのIP通信網サービス契約約款に基づいて提供するIP通信網サービス（光コラボレーションモデルサービスを除きます。）</p>

[\(B\) 共通的な提供条件](#)

[a メニュー等の責任範囲等](#)

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2023年12月19日時点

～2023年12月18日

2023年12月19日～

(a) 当社は、アクセス一括提供型においてはアクセス回線の終端までを、アクセス別契約型においてはサービス分界点までを責任範囲として、docomo business RINKを提供します。

ただし、いずれの利用形態においても、当社ルーター等は当社の責任範囲とします。

(b) 当社は、次に掲げる区間において、docomo business RINKを提供します。

(i) アクセス回線の終端相互間

(ii) アクセス回線の終端とサービス分界点との間

(iii) サービス分界点相互間（同一のサービス分界点に終始する場合があります。）

b docomo business RINK提供区域

(a) 当社は、docomo business RINKの需要と供給の見込み又は提携事業者のアクセス回線に係る提供区域等を考慮して、docomo business RINK提供区域を設定します。

(b) 当社は、アクセス回線の終端の場所がdocomo business RINK提供区域外となる場合は、docomo business RINKを提供しません。

c アクセス回線の終端

(a) アクセス一括提供型におけるアクセス回線の終端については、次によります。

(i) 契約者は、アクセス回線の終端の場所について、当社に申し出ていただきます。

(ii) (i)の場所内の建物又は工作物に設置された回線終端装置又は配線盤等をアクセス回線の終端とします。

(iii) 契約者は、(i)及び(ii)の場所等について、契約者以外の者が管理する場合には、その管理者の同意を得ていただきます。

(iv) 当社は、(i)及び(ii)の場所等について、必要に応じて契約者と協議を行い、それにより決定します。

(b) アクセス別契約型におけるアクセス回線の終端については、アクセス回線を提供する事業者が本規約とは別に定めるところによります。

(c) 当社は、(a)又は(b)のいずれの利用形態においても、アクセス回線の終端

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2023年12月19日時点

～2023年12月18日

2023年12月19日～

に接続する当社ルーター等を提供します。この場合、当社は、当社ルーター等の設置場所等について、(a)の規定に準じて取り扱います。

d アクセス回線の設置場所の提供等

契約者は、アクセス回線等に関する次に掲げる事項については、契約者の責任と費用負担において用意するものとします。

(a) アクセス回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社又は提携事業者がアクセス回線を設置するために必要な場所。

(b) docomo business RINKに係る契約に基づき設置する端末設備その他の設備に必要な電気。

(c) アクセス回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内における工事に必要な立会い等の対応。

(d) アクセス回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社又は提携事業者の設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望する場合における、その特別な設備。

e アクセス回線の収容

(a) アクセス回線は、当社が指定するサービス取扱所の回線収容部に収容します。

(b) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、現に収容されているサービス取扱所又は回線収容部について、それらとは異なるサービス取扱所又は回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

f アクセス回線の事業者変更

(a) 契約者は、アクセス回線の事業者変更（出）の請求をすることができます。

(b) 当社は、契約者からアクセス回線の事業者変更（出）の請求があったときは、共通編第8条（SDPFサービスの契約申込の承諾）第2項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。

(i) 事業者変更先の事業者が承諾しないとき。

(ii) アクセス回線に係る品目若しくは細目の変更又は移転の請求があるとき。

(iii) その他アクセス回線の事業者変更（出）に関する業務の遂行に係る当社

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2023年12月19日時点

～2023年12月18日

2023年12月19日～

と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。

(c) 当社は、アクセス回線の事業者変更（出）の請求を承諾したときは、事業者変更承諾番号（アクセス回線の事業者変更（出）の手続きに必要な番号をいいます。以下同じとします。）を発行します。この場合において、事業者変更承諾番号は、発行日から起算して15日間に限り有効とします。

g アクセス別契約型におけるアクセス回線契約名義の扱い

(a) 当社は、アクセス別契約型において、docomo business RINKに係る契約の申込み又は共通編第13条（契約に基づく権利の譲渡）に定めるSDPFサービスに係る利用権の譲渡（その譲渡にdocomo business RINK利用権の譲渡を含む場合とします。）の承認請求があった場合であって、次の事項に該当するときは、その申込承諾又は譲渡承認を行いません。

(i) 株式会社NTTドコモが同社の5Gサービス契約約款に定める5Gサービスとして提供するアクセス回線の契約名義人と、そのアクセス回線が接続するdocomo business RINKに係る契約名義人とが、同一の者でないとき。

h 利用停止

当社は、共通編第17条（利用停止）のほか、契約者が次のいずれかに該当する場合には、docomo business RINKの全部又は一部の利用を停止することがあります。

(a) アクセス一括提供型において、アクセス回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備に異常がある場合その他サービスの円滑な提供に支障がある場合に、当社が行う検査を受けることを拒んだとき。

(b) (a)に定める検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備又は自営電気通信設備をアクセス回線から取りはずさなかったとき。

i 利用の制限

(a) 共通編第18条（利用の制限）のほか、次の場合には、契約者が行う通信について相手先に着信又は相手先から着信しないことがあります。

(i) 通信が著しくふくそうしたとき。

(ii) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2023年12月19日時点

～2023年12月18日

2023年12月19日～

経由することとなるとき。

(iii) その通信に係る発信元のIPアドレスが正当なものであることを当社が確認できないとき。

(b) 契約者は、docomo business RINKと接続する当社又は当社以外のサービスの全部又は一部を利用することができない場合は、docomo business RINKの全部又は一部を利用することができないことがあります。通信速度が低下する場合についても、同様とします。

(c) 当社は、日本国内で遵守すべき条約、法令等により禁止又は処罰の対象となりうるコンテンツ等に関して、当社が指定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体から提供されるアドレスリストに基づき、契約者からの閲覧要求に対して当該閲覧を制限することがあります。

(d) 当社は、docomo business RINKのインターネット接続通信について、共通編第32条（契約者の義務）第1項第16号に定める行為を認知したときは、利用の公平性を確保するため、当社のサービスサイト（<https://sdpf.ntt.com/>）に定めるところにより、その通信を行うアクセス回線を検知し、そのアクセス回線の通信速度を制限します。

ただし、アクセス回線（株式会社NTTドコモの5Gサービス契約約款に定める5Gサービスに係るものとします。）から行う通信については、この限りではありません。

(e) C&Cサーバー等との通信の遮断等については、次のとおり取り扱います。

(i) 当社は、契約者が当社に対してインターネット上のサーバーへのアクセス要求を行った場合であって、それがマルウェア感染等に起因したC&Cサーバー等へのアクセスを試みるものであるときは、そのアクセスを遮断するため、当該アクセス要求における名前解決要求に係るドメイン情報等について、機械的・自動的に検知し、当社が指定するアドレスリストとの間の照会を行います。

(ii) (i)の照会の結果、当該名前解決要求に係るドメイン情報等が当該リストにあるドメイン情報等と一致する場合は、当該名前解決要求に係る通信を遮断します。

(iii) (ii)の場合において、当社は、当該通信の遮断について、注意喚起を行うことなく直ちに実施するものとします。

(iv) 当社は、(i)及び(ii)に定める当社が行う検知及び通信の遮断の完全性を保証するものではありません。

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2023年12月19日時点

～2023年12月18日

2023年12月19日～

(v) docomo business RINKに係る申込みを行う者及び契約者は、(i)から(iv)までに定める当社が行う検知及び通信の遮断に係る内容及び目的等について、あらかじめ同意（法令上の定めがあるときはその定めにより）するものとし、

(vi) 契約者は、随時、(i)及び(ii)に定める当社が行う検知及び通信の遮断について、他の条件を同一としたまま当該検知及び通信の遮断を行わないよう設定変更できるものとし、当社は、当社のサービスサイト（<https://sdpf.ntt.com/>）において、その設定変更の方法を公表します。

(f) 当社は、i（利用の制限）の規定による措置を実施する場合において、契約者の利用するサービスの完全性及び可用性を保証するものではありません。
i（利用の制限）の規定による当社が行う検知及び通信の遮断、情報の提供等により、契約者の通信の利用に不利益が生ずる場合があることについて、契約者はあらかじめ同意するものとし、

j 免責

(a) 当社は、共通編第29条（免責）のほか、docomo business RINKに係る設備その他の設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に必要な範囲において、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合には、その損害を賠償しません。

(b) 当社は、当社又は提携事業者の設備の状況等により、工事日の変更又は再工事（以下本条において「再工事等」といいます。）を行うことがあります。この場合において、当社は、その再工事等に伴い発生する契約者の費用については負担しません。

(c) 当社の故意又は重大な過失による場合は、j（免責）の規定を適用しないものとし、

k 契約者の義務

(a) 当社は、共通編第32条（契約者の義務）のほか、次に掲げる禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、契約者の義務違反があるものとして取り扱います。

(i) 当社が設置した設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡する行為（ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2023年12月19日時点

～2023年12月18日

2023年12月19日～

しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるとき又はアクセス回線の設置場所変更に伴い当社が認める範囲で当社ルーター等を移動するときは、この限りではありません。)

(ii) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が設置した設備に他の機械、付加物品等を取り付ける行為

(iii) 当社が設置した設備の保管にあたり、善良な管理者の注意を怠る行為

(b) 契約者は、(a)の規定に違反して当社が設置した設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要費用を支払っていただきます。

(c) 契約者は、当社が設置した設備について、当社ルーター等の貸与の終了、docomo business RINKに係る契約の全部若しくは一部の解除、docomo business RINKの全部若しくは一部の廃止又はその他の事由により、当該設備を使用する権利を失ったときは、当該設備を契約者の費用負担により原状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する方法により当社へ返還していただきます。

(d) 契約者は、(c)の規定による設備の返還が遅延したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。)は、当社が別に算定する金額を支払っていただきます。

(e) 契約者は、(c)の規定による設備の返還に関し、当社が当該設備をその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとします。

(f) 当社は、(c)の規定による設備の返還に際して、契約者が当該設備以外の物品等を同梱した場合、その物品等の所有者がその所有権を放棄したものとみなし、その物品等を任意に処分できるものとします。

I 提携事業者のサービスに関する手続きの代行

(a) 当社は、アクセス別契約型において、docomo business RINKに係る契約の申込者又は契約者が提携事業者に対して行うべきアクセス回線に関する手続き(提携事業者のサービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他サービスの利用に係る事項の手続きとします。)について、手続きの代行を行います。

(b) 手続き代行の依頼者たる当該申込者又は契約者は、当社が手続きの代行を行うにあたり、当該申込者又は契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所そ

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2023年12月19日時点

～2023年12月18日

2023年12月19日～

の他当該手続きを特定するために必要な事項を当社から提携事業者へ通知することについて、同意するものとします。

(c) (a)及び(b)に定めるほか、当社が行う手続き代行の詳細については、当社のサービスサイト (<https://sdpf.ntt.com/>) に定めるところによります。

m 契約者からの通知

契約者は、アクセス別契約型に係るアクセス回線について、次に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

(a) 利用休止

(b) 利用権の譲渡

(c) 契約の解除

(d) 地位の承継

(e) 契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所の変更

n 光コラボレーションモデルサービスに係る契約者氏名等の通知等

契約者は、当社から光コラボレーションモデルサービスを用いたアクセス回線の提供を受ける場合は、あらかじめ次の事項に同意するものとします。

(a) 提携事業者（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に限り
ます。以下、(c)までにおいて同じとします。）から当社に請求があった場合に、当社が契約者の氏名又は名称及び住所又は居所を提携事業者へ通知する
場合があること。

(b) 提携事業者が、次の場合において、それぞれ次に掲げる開示先に対し、(a)
の規定に基づき提携事業者が保有する契約者の情報を開示する場合があるこ
と。

(i) 第三者（契約者が契約を締結している事業者又は提携事業者が定めるIP
通信網サービス契約約款に規定する特定事業者に限ります。）から請求があ
った場合；当該第三者

(ii) 提携事業者が提携事業者のIP通信網サービスに関する業務を委託する
上で必要な場合；当該委託を受ける事業者

(iii) 判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令によ
り情報開示が要求された場合；当該請求元機関

(c) アクセス回線の事業者変更（出）の手続きにあたり、そのアクセス回線に
係る情報（光コラボレーション事業者が締結する光コラボレーションモデル

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2023年12月19日時点

～2023年12月18日

2023年12月19日～

に関する契約に基づき提携事業者が保有する情報であって、契約者の氏名又は名称、住所又は居所、アクセス回線の設置場所、アクセス回線に係る品目又は細目、提携事業者が契約者に対して直接提供するサービスがある場合には当該サービスに関する契約者と提携事業者との契約内容をいいます。）のうち、アクセス回線の事業者変更を行うために必要な情報について、提携事業者が事業者変更先の事業者へ通知する必要があること。

o IPv6 (IPoE) 方式に係る契約者氏名等の通知等

(a) 当社は、アクセス一括提供型又はアクセス別契約型のいずれの場合においても、提携事業者（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に限り、以下、(a)において同じとします。）のIP通信網サービスに係るアクセス回線からdocomo business RINKに接続して行う通信については、IPv6 (IPoE) 方式によるものに限り対応します。この場合、契約者は、当該アクセス回線に関し、当社が次の行為を行う場合があることについて、あらかじめ同意するものとします。

(i) 当該アクセス回線に係る契約者の氏名又は名称、連絡先となる電話番号その他当社がdocomo business RINKを提供するために必要な事項を提携事業者へ通知すること。

(ii) 当該アクセス回線においてIPv6 (IPoE) 方式による通信を可能とする機能に係る申込みについて、当該アクセス回線に係る契約者に代わって提携事業者へ行うこと。

(b) (a)の場合において、契約者は、アクセス別契約型に係るアクセス回線であって、その契約名義人が契約者と異なるものを利用しようとするときは、(a)に定める内容について、あらかじめその契約名義人の同意を得るものとします。

p 当社又は他社の電気通信回線の接続

(a) 契約者は、アクセス一括提供型に係るアクセス回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、アクセス回線と当社又は当社以外の事業者が提供する電気通信回線との接続を行うことができます。ただし、次の場合は、この限りではありません。

(i) アクセス回線の終端が契約者以外の者が管理する場所に所在する場合であって、その管理者がその接続に同意しないとき。

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2023年12月19日時点

～2023年12月18日

2023年12月19日～

(ii) その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の事業者の契約約款等の規定により、その接続が制限される時。

(b) 当社は、(a)の規定により電気通信回線を相互に接続して行う通信について、その品質を保証しません。

q 自営端末設備等の維持・切分

契約者は、アクセス一括提供型において、自営端末設備又は自営電気通信設備について、次のとおり取り扱うものとします。

(a) 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(b) 契約者は、docomo business RINKを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

(c) 前項の故障の確認に際して、又は契約者から前項の当社への修理の請求があったときは、当社は、サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

(d) 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

r 自営端末設備の接続

アクセス一括提供型における自営端末設備の接続については、次のとおりとします。

(a) 契約者は、そのアクセス回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのアクセス回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下、「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下、「事業法」といいます。）第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2023年12月19日時点

～2023年12月18日

2023年12月19日～

第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社が指定する方法によりその接続の請求をしていただきます。

(b) 当社は、(a)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾しません。

(i) その接続が技術基準等に適合しないとき。

(ii) その接続が、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下、「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。

(iii) 接続しようとする自営端末設備が、自動的に探知した位置情報を自動的に送出する機能を有する自営端末設備（位置情報を自動的に送出する機能を有していても、盗難又は紛失時の位置検索に使用され、位置情報の送出の可否を任意に設定する必要が無いものを除きます。）であって、位置情報の送出の可否を任意に設定することができないものであるとき。

(c) 当社は、(b)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(i) 技術基準適合認定規則様式第7号又は14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。

(ii) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

(d) (c)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(e) 契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、その限りではありません。

(f) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(a)から(e)までの規定に準じて取り扱います。

(g) 契約者は、そのアクセス回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

s 自営端末設備に異常がある場合等の検査

アクセス一括提供型における自営端末設備に異常がある場合等の検査については、次のとおりとします。

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2023年12月19日時点

～2023年12月18日

2023年12月19日～

(a) 当社は、アクセス回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、その検査を受けることを同意していただきます。

(b) (a)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(c) (a)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備をアクセス回線から取りはずしていただきます。

t 自営電気通信設備の接続

アクセス一括提供型における自営電気通信設備の接続については、次のとおりとします。

(a) 契約者は、そのアクセス回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのアクセス回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について当社が指定する方法により、その接続の請求をしていただきます。

(b) 当社は、(a)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(i) その接続が技術基準等に適合しないとき。

(ii) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて総務大臣の認定を受けたとき。

(c) 当社は、(b)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(d) (c)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(e) 契約者は、工事担当者規則第4条で定める種類の工事担当者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(f) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(a)から(e)

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2023年12月19日時点

～2023年12月18日

2023年12月19日～

までの規定に準じて取り扱います。

(g) 契約者は、そのアクセス回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

u 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

アクセス一括提供型において自営電気通信設備に異常がある場合等の検査については、s（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

v トラフィックデータ

当社は、契約者のdocomo business RINKの利用におけるトラフィックデータ（IPアドレス、ポート番号等及びアプリケーション層のデータ等）の把握・分析を行い、契約者のご利用状況における課題解決に向けて、以下の提案等をする場合があります。

(a) 契約者のdocomo business RINKの利用状況から推察される通信品質情報の通知、最適な回線速度、ネットワーク構成、サービスプラン等の提案

(b) 契約者のネットワークの課題箇所の特定・改善、より快適なdocomo business RINKの利用の実現を目的とした関連ソリューションの提案等及び当該ソリューションの改善検討

(C) docomo business RINKのメニュー等

a この別紙により提供するdocomo business RINKのメニュー及びオプションは、次表のとおりとします。

なお、オプションとは、docomo business RINKの付加機能又はdocomo business RINKに付帯するサービスをいいます。以下、この別紙6において同じとします。

<u>メニュー及びオプション</u>		
<u>ルーター</u>		
<u>ネットワーク</u>	<u>モバイル接続</u>	<u>メイン利用</u>
		<u>バックアップ利用</u>
	<u>ベストエフォートIPoE接続</u>	<u>標準</u>
	<u>光一括提供型</u>	<u>ワイド</u>

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2023年12月19日時点

～2023年12月18日

2023年12月19日～

	ベストエフォートIPoE接続	標準
	フレッツ別契約型	ワイド
オプション	VPN接続	
	特定通信ブレイクアウト	
	ワイドプラス for Web会議	
	光回線24時間出張修理	
	VPN経路超過設定	
	FIC接続	

- b ルーターとは、当社ルーター等を利用するためのリソースをいいます。
 なお、契約者は、アクセス回線の終端において、当社ルーター等を利用していただきます。
- c ネットワークとは、次に掲げるリソースを包含するリソースをいいます。
 (a) [アクセス回線の終端又はサービス分界点からdocomo business RINKに係るネットワークに接続するためのリソース](#)
 (b) [インターネット接続通信を行うためのリソース](#)
 (c) [アクセス一括提供型においては、アクセス回線を利用するためのリソース](#)
- d モバイル接続とは、次の内容のメニューをいいます。
 (a) [アクセス回線](#)
[株式会社NTTドコモの5Gサービス契約約款に定める5Gサービス](#)
 (b) [アクセス契約形態](#)
[アクセス別契約型](#)
 (c) [品質](#)
[ベストエフォート](#)
- e メイン利用とは、アクセス回線がメイン利用となるメニューをいいます。
- f バックアップ利用とは、アクセス回線がバックアップ利用となるメニューをいいます。

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2023年12月19日時点

～2023年12月18日

2023年12月19日～

g モバイル接続には、次の提供条件があります。

(a) モバイル接続のアクセス回線に係る契約名義人は、そのアクセス回線が接続するdocomo business RINKに係る契約名義人と同一としていただきます。

(b) モバイル接続は、メイン利用（バックアップ利用なしとします。）又はバックアップ利用（メイン利用はベストエフォートIPoE接続とします。）として利用することができます。

h ベストエフォートIPoE接続とは、次の内容のメニューをいいます。

(a) アクセス回線

東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に定めるIP通信網サービス（メニュー5のものとしします。）

(b) アクセス契約形態

(i) 光一括提供型：アクセス一括提供型（当社が光コラボレーションモデルサービスを用いて提供します。）

(ii) フレッツ別契約型：アクセス別契約型（当社以外の光コラボレーション事業者が光コラボレーションモデルサービスを用いて提供する場合を含みます。）

(c) 品質

ベストエフォート

i ベストエフォートIPoE接続は、メイン利用とし、かつ、モバイル接続と併用する場合に限り利用することができます。

j 標準とは、企画型ふくそう抑制機能を提供しないメニューをいいます。

k ワイドとは、企画型ふくそう抑制機能を提供するメニューをいいます。

l ワイドには、次の提供条件があります。

(a) 企画型ふくそう抑制機能とは、帯域を継続的かつ大量に占有する、又はそのおそれのある特定の通信について、当社が当該通信を他の通信と区別する等の制御をすることにより、当該通信がそれ以外の通信に与える影響を緩和し、もって、docomo business RINKのインターネット接続通信を円滑に利

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2023年12月19日時点

～2023年12月18日

2023年12月19日～

用することができる機能をいいます。

ただし、ふくそうが起こらないことを保証するものではありません。

(b) 企画型ふくそう抑制機能は、インターネット接続通信に限り適用されま
す。

ただし、モバイル接続に係る通信については、企画型ふくそう抑制機能が
適用されません。

(c) ワイドの申込者及びワイドを利用する契約者は、企画型ふくそう抑制機能
を提供する目的に限り、当社が契約者の通信に係るIPアドレス、ポート番号
等及びアプリケーション層のデータ等を機械的および自動的に取得すること
によって(a)に定める特定の通信を検知し、当該通信に割り当てる帯域を制御
等することについて、あらかじめ包括的に同意していただきます。

(d) ワイドに係る特定の通信等の細目は、当社のサービスサイト ([https://sd](https://sdpf.ntt.com/)
pf.ntt.com/) に定めるところによります。

m VPN接続とは、その当社ルーター等からの閉域網接続通信を可能とするオプ
ションをいいます。

n 特定通信ブレイクアウトとは、その当社ルーター等における通信経路選択にお
いて、特定の通信先に係る通信経路をデフォルトとは異なる通信経路とするこ
とを可能とするオプションをいいます。

o 特定通信ブレイクアウトには、次の提供条件があります。

(a) 当社は、VPN接続と併用する場合に限り、このオプションを提供します。

(b) 特定の通信先に係る通信経路情報は、当該通信先の事業者による公開情報
その他当社が知りうる情報に基づくものとします。この場合、当社は、当該通
信経路情報の更新に努めますが、当該通信経路情報の完全性を保証するもの
ではありません。

(c) このオプションに係る特定の通信先等の細目は、当社のサービスサイト ([h](https://sdpf.ntt.com/)
ttps://sdpf.ntt.com/) に定めるところによります。

p ワイドプラス for Web会議とは、特定のアプリケーションに係る通信につい
て、他の通信と区別する等の制御をすることにより、当該アプリケーションの
円滑な利用を可能とするオプションをいいます。

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2023年12月19日時点

～2023年12月18日

2023年12月19日～

q ワイドプラス for Web会議には、次の提供条件があります。

(a) 当社は、ベストエフォートIPoE接続のワイドに限り、このオプションを提供します。

(b) このオプションは、インターネット接続通信に限り適用されます。ただし、モバイル接続に係る通信については適用対象外とします。

(c) このオプションの申込者及びこのオプションを利用する契約者は、このオプションを提供する目的に限り、当社が契約者の通信に係るIPアドレス、ポート番号等及びアプリケーション層のデータ等を機械的および自動的に取得することによって、特定のアプリケーションに係る通信を検知し、当該通信を他の通信と区別する等の制御をすることについて、あらかじめ包括的に同意していただきます。

(d) 当社は、このオプションによる特定のアプリケーションの円滑な利用を保証するものではありません。

(e) このオプションに係る特定のアプリケーション等の細目は、当社のサービスサイト (<https://sdpf.ntt.com/>) に定めるところによります。

r 光回線24時間出張修理とは、ベストエフォートIPoE接続 光一括提供型のアクセス回線について、通常の修理及び復旧に係る対応を行う時間帯以外においても故障等に係る保守を行うオプションをいいます。

s VPN経路超過設定とは、そのVPNグループにおける経路数上限の拡張を可能とするオプションをいいます。

t VPN経路超過設定において拡張可能な経路数上限等の細目は、当社のサービスサイト (<https://sdpf.ntt.com/>) に定めるところによります。

u FIC接続とは、そのVPNグループと当社のFlexible InterConnectとの間の通信を可能とするオプションをいいます。

v FIC接続には、次の提供条件があります。

(a) 当社は、VPN接続と併用する場合に限り、このオプションを提供します。

(b) FIC接続を利用した通信を行う場合は、Flexible InterConnectにおいて

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2023年12月19日時点

～2023年12月18日

2023年12月19日～

も、docomo business RINKとの接続を可能とするための申込みを要し
ます。

w 当社は、docomo business RINKを利用する契約者全員に、アクセス回線等
に係る使用状況等の情報を提供するサービスとして、トラフィックレポートを
提供します。この場合、トラフィックレポートの提供条件は、次のとおりとし
ます。

(a) 当社は、docomo business RINKの全部又は一部が利用できない状態が
生じた場合は、トラフィックレポートの表示値にかかわらず、共通編第20条
（料金の支払義務）、共通編第27条（責任の制限）、共通編料金表通則、共通
編料金表第1表（利用料金の適用等）及びこの別冊の第3条（料金の支払義務）
に定めるところにより取り扱います。

(b) 当社は、トラフィックレポートの正確性及び完全性について保証をしない
ものとし、トラフィックレポートの利用に起因する契約者又は第三者の損害
について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負いま
せん。

x (C) (docomo business RINKのメニュー等) に定めるほか、帯域、アクセス
回線の品目、当社ルーター等の機種、メニュー若しくはオプションごとの利用
内容の変更可否又はその他の細目については、当社のサービスサイト ([https://
sdpf.ntt.com/](https://sdpf.ntt.com/)) に定めるところによります。

y 当社は、docomo business RINKのオプション又はdocomo business RIN
Kに関連するサービス等を、この別紙によらず提供することがあります。この場
合、当該サービス等の料金その他の提供条件は、当該サービス等に係る利用規
約等に定めるところ又は契約者と当社との間で別に合意するところによりま
す。

B 料金算定方法等

(A) 利用料金

当社は、docomo business RINKについて、次のとおり利用料金を適用します。

a docomo business RINKの利用料金は、共通編料金表第1表（利用料金の適用
等）の規定、B（料金算定方法等）に定める算定方法等及び当社のサービスサイ

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2023年12月19日時点

～2023年12月18日

2023年12月19日～

ト (<https://sdpf.ntt.com/>) に掲載するWeb料金表に基づいて適用します。

b 当社が設定するdocomo business RINKの利用料金は、次のとおりとします。

(a) ルーター利用料

(b) ネットワーク利用料

(c) VPN接続利用料

(d) 特定通信ブレイクアウト利用料

(e) ワイドプラス for Web会議利用料

(f) 光回線24時間出張修理利用料

(g) VPN経路超過設定利用料

c アクセス一括提供型においては、当社がアクセス回線区間の料金設定を行うものとし、当該利用料金は、ネットワーク利用料に含まれるものとします。

d docomo business RINKの利用料金は、1のお客様契約番号ごとに、そのお客様契約番号に属するテナントごとの利用料金を合算して適用します。

e 1のテナントにおける利用料金は、共通編料金表第1表（利用料金の適用等）の1の表に定める「従量上限（メニュー等の変更あり）」の場合の算定方法に基づき、そのテナントに属するリソースごとのメニュー等の態様に応じて適用します。この場合において、分又は日以外の期間を単位とするときは、分単位又は日単位の場合に準ずるものとします。

f eの場合において、共通編料金表第1表の該当箇所に定める月額上限料金は、20日間（日以外の期間を単位とする場合は当該単位とする期間における20日間に相当する値とします。）利用した場合の料金額とします。

g 各利用料金の課金開始のタイミングについては、共通編料金表第1表の2の規定にかかわらず、当社のサービスサイト (<https://sdpf.ntt.com/>) に定めるところによります。

h 当社は、契約名義人に係るdocomo business RINKに関し、契約名義人以外の第三者による利用又はハードウェア若しくはソフトウェアによる自動的・自

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2023年12月19日時点

～2023年12月18日

2023年12月19日～

律的な利用があった場合についても、当該名義人による利用として利用料金を算定します。

(B) 手続きに関する料金（手数料）

当社は、docomo business RINKについて、次のとおり手数料を適用します。

a docomo business RINKの手数料は、B（料金算定方法等）に定める算定方法等及び当社のサービスサイト（<https://sdpf.ntt.com/>）に掲載するWeb料金表に基づいて適用します。

b 当社が設定するdocomo business RINKの手数料は、次のとおりとします。

(a) 工事キャンセル手数料

(b) オーダー内容修正手数料

c 工事キャンセル手数料は、工事の実施予定日から起算して1営業日前の0時以降に、docomo business RINKに係る契約の申込者又は契約者から工事日の変更の請求（変更後の日程が未定の場合を含みます。）又はその工事の請求の取消し若しくはdocomo business RINKに係る契約の解除の請求があった場合に適用します。

d オーダー内容修正手数料は、docomo business RINKに係る契約の申込者又は契約者が、docomo business RINKに係る契約の申込み（契約内容の変更に係る意思表示を含みます。）後、当該申込内容を修正する場合（当社のサービスサイト（<https://sdpf.ntt.com/>）に定める条件によります。）に適用します。

(C) 工事に関する費用（工事費）

当社は、docomo business RINKについて、次のとおり工事費を適用します。

a docomo business RINKの工事費は、B（料金算定方法等）に定める算定方法等及び当社のサービスサイト（<https://sdpf.ntt.com/>）に掲載するWeb料金表に基づいて適用します。

b 当社が設定するdocomo business RINKの工事費は、次のとおりとします。

(a) ルーターキット・配送費

(b) アクセス回線工事費

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2023年12月19日時点

～2023年12月18日

2023年12月19日～

- (c) 構内ルート調査費
- (d) 配線ルート構築工事費
- (e) 工事結果報告費
- (f) 訪問時刻指定費

c docomo business RINKの工事費は、施工したdocomo business RINKに係る工事の態様に応じて適用します。

d アクセス回線の事業者変更に関連して、当社が当該事業者変更以前の契約状態へ復元する工事を実施した場合において、当社が必要と認めるときは、その工事に要した実費相当額の費用を当該事業者変更の申込者に負担していただきます。

e 契約者は、docomo business RINKに係る申込み又は工事を要する請求にあたり、その申込み又は請求が特別な設備の新設、増設、改造若しくは撤去の工事を要するものである場合又はその設備の維持管理に個別の費用を要するものである場合は、当社が別に算定する費用の支払いを要します。

f 当社は、(C)（工事に関する費用（工事費））に定める工事費（d又はeに定める費用を含みます。）について、次の場合には、それぞれ次のとおり取り扱います。

(a) 工事の着手前にそのdocomo business RINKに係る契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下、このfにおいて「解除等」といいます。）があった場合

契約者は、その工事費の支払いを要しません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

(b) 工事の着手後完了前に解除等があった場合

契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した実費相当額の費用の支払いを要します。

g 当社は、bの(c)から(f)までに定める費用の支払いを要する調査等における現地での調査等に関し、次の場合には、当該調査等を行わないことがあります。

(a) 机上調査等の結果、当該現地調査等が不要であると当社又は提携事業者が判断したとき。

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2023年12月19日時点	
～2023年12月18日	2023年12月19日～
	<p><u>(b) 当該現地調査等の実施にあたり、当社又は提携事業者の業務遂行上支障があるとき。</u></p> <p><u>h 当社は、申込者又は契約者の責めに帰すべき理由により施工又は調査等を行えなかった場合は、当該施工又は調査等の提供が完了したものと取り扱います。</u></p> <p><u>i 当社は、施工又は調査等の提供が完了したか否かにかかわらず、当該施工又は調査等に係る当社又は提携事業者の準備等に要した費用を請求することがあります。</u></p>